

## 最上町農業委員会第9回総会議事録

日 時 平成30年2月26日(月) 午前10時00分～  
場 所 最上町中央公民館2階みどりホール  
招 集 者 最上町農業委員会 会長 後藤一男

日程第1 会期の決定について  
日程第2 議事録署名委員の指定について  
日程第3 議案

### 1. 出席委員(9名)

1番 庄司千賀夫	3番 中  唄  聡	4番 奥山定次郎
5番 渡部浩栄	7番 五十嵐一春	8番 奥山勝明
9番 渡邊紀栄	11番 二戸孝一	12番 後藤一男

### 2. 欠席委員(3名)

2番 齊藤則子	6番 高橋光廣	10番 小林吉雄
---------	---------	----------

### 3. 会議に出席した農地利用最適化推進委員(1名)

藤畑 智

### 4. 会議に出席した職員

事務局長 大場 晃	事務局次長 金田敏幸
事務筆耕 大澤真由美	事務筆耕 伊藤美賀子

### 5. 会議に付議した事項

議事 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第1号 最上町農用地利用集積計画について

議案第2号 最上町農作業標準賃金・賃借料情報の提供について

議案第3号 特定農地貸付規定の変更承認について

## 【開 会】

議 長 : ただ今より、平成 29 年度最上町農業委員会第 9 回総会を開会いたします。本日は、3 名の委員が欠席しております。2 番委員、6 番委員、10 番委員です。(ただ今、9 名の出席であり、「会議規則第 6 条総会は、在任委員の過半数以上で成立」となっております。) 定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。

## 【会期の決定】

議 長 : 日程第 1、会期の決定について議題といたします。お諮りいたします。会期は本日 1 日限りといたします。これに異議はございませんか。

(異議なしの声)

全員異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

## 【議事録署名委員の指名】

議 長 : 日程第 2、最上町農業委員会会議規則第 14 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。それでは、5 番委員、7 番委員両名を指名いたします。

それでは、日程第 3、議事にはいります。

## 【議 事】

議 長 : 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局に説明を求めます。

事 務 局 : 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」農地法第 18 条第 6 項の規定による通知が下記のとおりあったので受理したもの

である。平成 30 年 2 月 26 日提出 最上町農業委員会会長後藤一男

(報告 1 号について朗読説明 1 件)

議 長 : ただ今、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局より説明がありました。この件について、皆さんからご意見、ご質問を受けます。発言の際は、議席番号を言い、挙手の上発言をお願いいたします。(ご意見、ご質問は)ありませんか。

それでは、報告第 1 号について賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、報告第 1 号は、原案のとおり承認されました。

議案第 1 号「最上町農用地利用集積計画について」事務局より説明を求めます、

事 務 局 : 議案第 1 号「最上町農用地利用集積計画について」農業経営基盤強化促進法に基づく下記の農用地利用集積計画について、同法第 18 条第 1 項の規定により意見の決定をしようとするものである。平成 30 年 2 月 26 日提出 最上町農業委員会会長後藤一男

(議案第 1 号について朗読説明 17 件)

議 長 : ただ今、議案第 1 号 17 件について説明がありました。この 17 件について皆さんから、ご審議いただきます。(ご意見、ご質問は)ありませんか。

9 番委員 : 17 番についてですが、細目書 (の土地面積合計) と (許可を受けようとする土地の) 面積合計が違いすぎるのは、どのように理解するとよいのでしょうか。

事 務 局 : 農地台帳には、この (議案書) とおりの面積が載っております。実際に貸し借りが行われているのは、細目書で現況に合わせた面積となってそれが、提示されている面積になります。契約としましては、(農地) 台

帳を基準にしてしまうとかなり違ってきてしまいますので、(現況に合わせた) 細目書で契約をしています。

4 番委員 : これ、あまりにも出鱈目過ぎませんか。(議案に提案する面積は) 細目書にあわせてするべきではないでしょうか。

事務局 : (農地) 台帳に載っていない土地もあるということです。通常、我々は農地台帳基準で行います。

職務代理 : 確認です。農家台帳(に載っている面積)は正当なものですよね。生計にかかわる面積の台帳になるものですから。

事務局 : 農地台帳自体については、地積調査を基準に組み替えられていきます。この場所においては、地積調査されていない土地といいますか登録されていない土地があるということで、これを問題として我々が提起するということはできないので、地積調査として抱えている問題であると思います。借人としては実際にある土地を借りて耕作しますので、その金額の分だけ計上しなければならないということで(こういう形で) 契約させていただいたということです。

職務代理 : 農林業務の細目書と共済業務の細目書があるという考え方で良いわけですか。

事務局 : はい、右側(実際に契約した)の面積がそうです。左側(許可を受けようとする土地)には農地台帳を載せなければなりません。農地台帳と細目書が違っているということです。このようなことは有り得る事です。地積調査で境界未定のままで置かれている土地も(実際には)あります。印を押さない等の理由でそのままなのです。

職務代理 : 税務上はどう処理されているのでしょうか。

事務局 : 税務上はわかりません。現況で課税されていると思いますが、境界がきちんとしていない土地なので、農業委員会としては、税務課からの情報を受けて計上をするしかありません。細目書にあわせて(議案書に) 載せるということではできませんので、やむを得ずこういった形で、提案させていただいております。あくまでも 17 番の貸人と借人の契約は、今ある(耕作している) 土地にあわせての契約になっています。この辺の諸問題は

あるかと思えます。(委員の)皆様がお考えになっているとおりでと思います。

会 長 : これ(17番)は、耕作できる農地を(で)借人は契約を結んでいるということですね。

事 務 局 : 農地台帳の農地と細目書の農地が必ずしも一致しているということはありません。細目書は現況にあわせています。通常は、ほぼ同じでリンクいたしますが、(この17番に関しては)まだ地積調査が至らなかったところであり、正式な情報に差替えられていない状況のまま至り経過しているということです。

会 長 : これ(農地台帳と細目書が一致していない状況)は、有り得るという判断でよろしいですね。

4番委員 : (許可を受けようとする土地)台帳が1町歩、契約が、2町歩5反というのは差がありすぎませんか。賃貸借再設定ということは、前回認めているということですが。

9番委員 : 前回は国土調査が入ったのではありませんか。国土調査で、境界がはっきりとしない限りはそのまま、印が押されない限りは昔のままで。そういう状況であったならば(17番のような農地面積の差は)しょうがないのではないかと思います。

事 務 局 : (申し訳ありません)どういった経緯でこの状況にあるかまでは、把握しておりません。ただ、国調後は、きれいになり農地台帳と細目書はほぼ一致してきています。国調自体が昔の地図のままにただ載せざる終えない状況になっているということはいえるのかなと思います。

議 長 : この件については、保留しての再審査ということには当たらないと思います。今の事務局の説明で(理解し)同意するということがよろしいでしょうか。

(賛成の声多数)

それでは、議案第1号「最上町農用地利用集積計画について」17件について採決いたします。議案第1号について賛成する方は、挙手願いま

す。

(全員挙手)

全員賛成であります。よって議案第1号「最上町農用地利用集積計画について」は原案のとおり決定いたしました。

議案第2号「最上町農作業標準賃金・賃借料情報の提供について」事務局より説明をお願いします。

事務局： 議案第2号「最上町農作業標準賃金・賃借料情報の提供について」平成30年2月26日提出 最上町農業委員会会長後藤一男 農地法（昭和27年法律第229号）第52条の規定に基づき情報の提供をたく、意見の決定をしようとするものである。

(議案第2号朗読説明)

県内の主だった市町村の作業賃金を掲載しておきましたので、参考にしてください。4月になりましたら、(町内)全戸配布をする予定のものとなります。

また、最上町として、去年は直播きの委託料を新たに付け加えさせていただいたところです。先に4番委員から指摘がありました精米についても、実情にあわせ60kgで600円と調整させていただきました。その他各自治体で、変更したということ(項目)はないようです。

議長： ただ今、議案第2号について事務局より説明がありました。これは、農地法で定められているということですが、この地域においては双方で協議すると謳われております。充分ご理解のうえご審議をお願いします。質問等は、ございませんか。

議案第2号について、採決を行います。議案第2号について、賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

はい、全員賛成であります。よって、議案第2号「最上町農作業標準賃金・賃借料情報の提供について」は原案のとおり決定いたします。

議案第3号「特定農地貸付規定の変更承認について」事務局より説明をお願いします。

事務局： 議案第3号「特定農地貸付規定の変更承認について」特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づき策定された貸付規定（平成29年12月25日開催第7回総会議案第4号でその変更について審議承認済）に変更が生じ、再度その内容について本委員会の同意を求められたので、その可否を決定しようとするものである。平成30年2月26日提出  
最上町農業委員会会長後藤一男

（議案第3号について朗読説明）

議長： 議案第3号「特定農地貸付規定の変更承認について」事務局より説明がありました。この件について、ご質問、ご意見はありませんでしょうか。

7番委員： 特定農地とは、どのような農地でしょうか。

事務局： 農業者でない方が、ある一定の期間を設け市民農園的に借り受けし、農業に携わることができるという取り組みに対しての（貸付）規定になります。その対象となる農地です。

7番委員： はい、わかりました。

議長： それは、認定でも誰でもということですね。

事務局： 実際には、その農地の契約をするには農業委員会の承認が必要だということが、本当のところでございます。承認するのはその農地の契約について、あれば農業委員会に諮られるという形になります。基本的には農協が、窓口になります。

議長： 他にありませんか。

無いですので、議案第3号「特定農地貸付規定の変更承認について」賛成の方挙手を願います。

（全員挙手）

全員賛成でございます。よって議案第3号「特定農地貸付規定の変更承認について」は原案のとおり決定いたしました。

## 【閉 会】

議 長 : 以上で本日の議案審議、並びに報告事項はすべて終了いたしました。よって、平成29年度最上町農業委員会第9回総会を閉会いたします。